

憲法ディベートの主権者教育的意義 —授業での実践例とともに

岡田順太・横大道聡・栗田佳泰

1. はじめに

本稿は、獨協大学法学部の授業内で実施された憲法的テーマを題材とするディベートの授業実践例を紹介しつつ、主権者教育におけるディベートの意義について考察することを目的とする¹。

本稿の執筆者らは、これまで主権者教育の方法論研究として、模擬国会や模擬裁判、法案作成といった取組みを行い、学生が主体的に法学的な視野から学修する実践例の実施と指導方法の開発に取り組んできた²。今回は、従来の実践例を踏まえつつ、主に学生が行うディベートを通じて、法学の学修に必要な論理的思考力と柔軟な理解力、そして的確な発信力を涵養するための教育手法について検討したい³。

2. 経緯

本稿の題材となる取組みは、2023年度春学期に獨協大学法学部「基礎演習」において実施された。獨協大学では、新型コロナウイルス禍の影響で制限されていた対面授業を2023年度から原則的な実施形態に戻しており、法学部2年生向けの必修科目である少人数の「基礎演習」でもグループワークや対面でのディベートも実施可能な環境が整ったといえる。もちろん、

任意とはいえ従来通りマスクを着用する学生も多かったし、入室時の手指消毒の徹底など感染対策には万全を期した。

この「基礎演習」は、法学部2年生向けの必修科目であり、1クラス20名以内（今回は18名）の少人数科目となっている。内容は各担当教員によって異なるが、学生が自ら調べて発表するという主体的・能動的な学修を実践し、3年生での専門ゼミへのステップとして法学部で学ぶ上での不可欠な知識・技能の修得を目指すものである。

今回、執筆者の一人である岡田担当クラスにおいて、他の執筆者の監修・協力・助言の下、憲法的テーマを題材にしたディベートを実施した。その内容は、憲法に関する議論や判例を題材に、現代的なテーマについて異なる見解に立ってディベート（討論）し、それを通じて憲法的な視点からの問題把握の技法・紛争解決の思考を身につけることを目指すことにある。

なお、とかく憲法的テーマは、特定の政治的主張が関わることも多いが、この授業での取組みは、特定の主義主張に対する賛否を示すことを目的とするものではないことを改めて確認しておく。

¹ 授業資料や提出物等については、紙幅の関係で一部紹介するにとどめている。ディベートの様子は、以下の脚注に記載されたURLにおいて参照できる。

² これまでの取組みの記録として、岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡・栗田佳泰「続・立法政策学ことはじめ—大学生による法案作成授業の取組み」地域総合研究所紀要（獨協大学）16号（2022年）29-41頁、同「立法政策学ことはじめ—大学生による法案作成授業の取組み」地域総合研究所紀要（獨協大学）15号（2021年）41-53頁、同「模範議会2018—記録と資料」白鷗大学論集34巻2号（2020年）197-246頁、同「模範議会2017—記録と資料」白鷗大学論集33巻2号（2019年）209-270頁、同「模範議会2016—記録と資料」白鷗大学論集32巻2号（2018年）179-233頁、岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡・手塚崇聡「模範議会2015—記録と資料」白鷗大学論集31巻1号（2016年）177-228頁、同「模範議会2014—記録と資料」白鷗大学論集30巻2号（2016年）227-279頁、同「模範議会2013—記録と資料」白鷗大学論集29巻1・2合併号（2015年）333-392頁、同「模範議会2012—記録と資料」白鷗大学論集28巻1号（2013年）377-434頁、岡田順太・岩切大地・大林啓吾・横大道聡「模範議会2011—記録と資料」白鷗大学論集27巻1号（2012年）353-414頁、岡田順太「模範議会2010—記録と資料」白鷗大学論集26巻1号（2011年）391-431頁を参照。

³ 憲法を題材としたディベートの先行業績としては、執筆者の栗田も加わっている新井誠編著『ディベート憲法』（信山社、2014年）があるが、今回の取組みも同書の方針や手法を参考にしている。

3. 2023年度授業の記録

(1) 全体の流れと概要

当年度の授業は概ね【表1】のスケジュールで実施された。4月から7月までの春学期期間にガイダンス・グループワーク・プレゼンテーション・ディベートを行うものである。

授業では、4～5名を1グループとして4グループ作成し、テーマに関する訴訟が提起されたと想定して原告・被告の役割を充てる。各グループは、それぞれの立場からの主張と想定問答などをまとめ、双方の質疑応答により議論を深めていく。そのために、グループワークによる事前準備が必要になる⁴。

第4回目の講義までは準備期間であり、模擬演習では用意された台本と資料を用いて、授業の流れを確認する。それ以降、特定のテーマについての解説と質疑を行う回（解説回）と、当該テーマに関する討論を行う回（ディベート回）とを交互に繰り返すことになる。下記で述べる通り、解説回においては、調査班が自ら設定したテーマについての解説を行い、他のグループからの質問に回答し、ディベート回においては、設定されたテーマに基づき賛成班と反対

班とがディベートをし、審査班がディベートの評価を行うという流れである。

(2) グループ分け・テーマ決定

履修者は第1回講義に先立って、抽選で4グループに振り分けられる⁶。抽選後、グループに分かれて自己紹介などを行った後、各グループで関心あるディベート用のテーマを次週までに決定する。各グループから報告されたテーマは【表2】の通りである。

授業としては、単なるディベートではなく、憲法的なテーマに対する賛否を合憲・違憲の立場により議論する方式となる点が特徴となる。そこで、テーマ設定の際には、ディベートとしての対立点が明確になるよう、「○○を認めない××法××条は、憲法△条違反か」といった定式で問題提起をし、争点に対する賛成／反対の態度が明確になるようにとの指示をしている。また、一応の共通テーマは、価値観の対立が明確になりやすく、また、近時の最高裁判決でも注目される「性的マイノリティ」に関する社会的課題とした。もっとも、グループ内で協議をして、自由にテーマを決めても良いこととしている。

【表1】授業スケジュール⁵

回次	日付	内容
1	4月13日(木)	ガイダンス・グループ決定
2	4月20日(木)	プレゼンテーションの方法、テーマ決定
3	4月27日(木)	模擬演習①
4	5月11日(木)	模擬演習②
5	5月18日(木)	第1テーマ解説
6	5月25日(木)	第1テーマディベート
7	6月1日(木)	第2テーマ解説
8	6月8日(木)	第2テーマディベート
9	6月15日(木)	第3テーマ解説
10	6月22日(木)	第3テーマディベート
11	6月29日(木)	第4テーマ解説
12	7月6日(木)	第4テーマディベート
13	7月13日(木)	講評
14	7月20日(木)	総括

⁴ グループワークの方法については、オンデマンド動画により指導した。

<https://youtu.be/bXurlVQydS0?si=TofUIVdhohEbmj-O>

⁵ 獨協大学の半期の授業は毎回100分、14週で実施される。

⁶ グループ分けにあたっては、Web上のグループ分けツール（第一学習社）を使用した。

https://www.daiichi-g.co.jp/osusume/forfun/10_group/10.html

【表2】 テーマ一覧

グループ	テーマ概要
Aグループ	戸籍法と民法により同性婚が認められないのは憲法違反か（テーマA）。
Bグループ	性同一性障害特例法3条1項4号は、憲法13条、14条に違反するののか（テーマB）。 ⁷
Cグループ	同性愛者であることを理由に施設利用を拒むY県の処分は、憲法14条に違反するか（テーマC）。
Dグループ	女子であるとの性自認のある男性が刑事訴訟法115条と131条2項に基づく身体検査を求めたものの、担当警察官によりこれを拒否されたことが憲法13条に違反しているか（テーマD）。

（3） 役割分担

A～Dに分けられた4グループは、順番に①調査班、②賛成班、③反対班、④審査班の役割を担当する。ディベートは、裁判手続を念頭に置いた流れになっており、賛成班が原告、反対班が被告、審査班が裁判官の役割にそれぞれ該当するものであるが、履修者のほとんどが訴訟法を未履修であり、また、ディベートを行うことが目的であるので、本来の訴訟手続とは異なる方式で実施しており、実際の訴訟手続とは異なる点が多い旨も含めて学生に説明している。

役割分担を日程として示すと【表3】の通りとなる。

調査班は、（1）ディベート用のテーマを設定し、グループワークで問題の背景・関連する法令や判例、意見の対立点などについて調査・研究する。そして、（2）授業の解説回において、テーマに関する資料を作成して配布し、賛成側・反対側双方の議論に向けて必要な情報をプレゼンテーションする。また、（3）ディベート回においては、賛成班・反対班のディベート中に誤りがある場合に訂正させ、議論の足りない部分がある場合に論点・資料などを提示し、

議論を活性化させる。

賛成班、反対班は、（1）それぞれ設定されたテーマについて調査班の解説・資料を踏まえて、そして、（2）独自の調査・研究に基づく想定問答例を作成し、また、（3）ディベート回において賛成・反対の立場から立論・討論を行う。

審査班は、設定されたテーマについて調査班の解説・資料を踏まえて、（2）独自に調査・研究をし、（3）ディベート回における議論の進行を行い、賛成班・反対班の議論に対して採点・勝敗判定・講評を行う。

（4） 解説（プレゼンテーション）回

テーマ解説（プレゼンテーション）の回は、通常の30名程度収容のゼミ用教室で実施する。授業前半は、準備時間（プレゼンテーション準備）として冒頭5分を充て、調査班が教壇に立ち、自ら決定したテーマについて、その概要と争点、賛成側から想定される主張と反対側から想定される主張、それぞれに対する反論などについて説明する（30分程度）。ここで賛成・反対の意見が対立する争点と立論につ

【表3】 投票の際の採点項目

回次	日付	調査班	賛成班	反対班	審査班
5	5月18日（木）	A	B	C	D
6	5月25日（木）				
7	6月1日（木）	B	C	D	A
8	6月8日（木）				
9	6月15日（木）	C	D	A	B
10	6月22日（木）				
11	6月29日（木）	D	A	B	C
12	7月6日（木）				

⁷ その後、最高裁は、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号が、憲法13条に違反するとした（最大決令和5年10月25日判例集未登載）。

いて、ディベートを行う各班が理解しやすいように（当部分の抜粋を掲載）。
一覧表にするように指示した（【表4-1~4】に該

【表4-1】Aグループ作成の争点表⁸

	賛成班立論	反対班立論
(1) 戸籍法の同性婚に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍法74条のその他法務省令で定める事項は、「前条第3項から第9項までの規定は前項の戸籍又は除かれた戸籍に関する証明書に、第14条第1項ただし書及び第2項の規定は前項の場合に準用する。」と書かれており同性婚をしてはいけいと書かれていない。 ・戸籍法74条の「夫婦が称する氏を届書に記載し届け出なければならない。」より婚姻は、異性間で行うものと書かれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍法74条のその他法務省で定める事項には、同性婚についての規定がないため認められない。 ・戸籍法74条より「夫婦が称する氏を届書に記載し届け出なければならない」より婚姻は、夫と妻すなわち男女で行うものと定められている。
(2) 民法の同性婚に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ・同性婚についての法令はないので、民法740条の「婚姻の届出は、その婚姻が第731条から第736条まで及び前条第2項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認めた後でなければ、受理することができない。」に同性婚は、含まれない。 ・民法739条の「婚姻は、戸籍法（昭和22年法律224号）の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。」より戸籍法には、同性婚を禁止する法律はない。 ・民法739条に同性婚は含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同性婚についての法令はないが婚姻は、異性間で行うものと解釈されているため法令が作られておらず、民法740条の「婚姻の届出は、その婚姻が第731条から第736条まで及び前条第2項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認めた後でなければ、受理することができない。」に同性婚は含まれる。 ・民法739条の「婚姻は、戸籍法（昭和22年法律224号）の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。」より戸籍法で認められていなければ同性婚はできないため。
(3) 配偶者の権利	<p>婚姻届を不受理にすることは、本来配偶者になることによって得ることの出来た刑法上の権利（刑法244条1項や刑事訴訟法493条の再審請求権等）や民法上の権利（民法817条の3には「養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。」とあるため特別養子縁組の成立ができない）を持つことが出来ない。得ることのできた当然の権利を国が侵害する行為は、国家賠償法1条1項の不法行為にあたり、憲法13条違反である。</p>	<p>婚姻届を不受理にした行為は戸籍法や民法に基づく正当な行為であり不法行為ではなく、法律に基づき婚姻が認められない同性カップルには配偶者になる可能性もなく、配偶者の持っている刑法上の権利や民法上の権利を得ることは出来ない。</p>
結論	<p>民法739条、740条と戸籍法74条は、憲法13条、14条、24条⁹に違反しており、無効であるから、市役所の判断は、間違っており同性婚を認めるべきである。</p>	<p>民法739条、740条と戸籍法74条は、憲法13条、14条、24条に違反しておらず、有効であるから、市役所の判断は、正しい。</p>

【表4-2】Bグループ作成の争点表¹⁰

	賛成班立論	反対班立論
(1) 性別適合手術の目的の正当性	<ul style="list-style-type: none"> ・最高裁判決では、「当該審判を受けた者について変更前の性別の生殖機能により子が生まれることがあれば、親子関係等に関わる問題が生じ、社会に混乱を生じさせかねない」→性同一性障害の特性上「懐妊・出産という事態が生ずることは、それ自体極めてまれなことと考えられ、それにより生ずる混乱といっ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「長きにわたって生物学的な性別に基づき男女の区別がされてきた中で急激な形での変化を避ける等の配慮に基づくものと解される」→性同一性障害者以外の者の性的不安を考慮すると、本件規定は必要不可欠であり、合憲である。 ・公共の銭湯やトイレ等、一般的には生物学的

⁸ ディベート録画①：<https://youtu.be/-rCcsItkKh8>

⁹ 調査班の説明では、もっぱら憲法13条との関係が説明されるのみであった。結論部分で唐突に14条や24条が挙げられている。この点については、(7)小括を参照。

¹⁰ ディベート録画②：<https://youtu.be/SzmXnJVwDZQ>

	<p>ても相当程度限られたもの」である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長きにわたって生物学的な性別に基づき男女の区別がされてきた中で急激な形での変化を避ける等の配慮に基づくもの」である→「近年は、学校や企業を始め社会の様々な分野において、性同一性障害者とその性自認に従った取扱いを受けることができるようにする取組が進められており、国民の意識や社会の受け止め方にも、相応の変化が生じているものと推察される」 ・特例法が制定された目的が、社会情勢が変化しつつある現段階でも当てはまるか。 	<p>な性別に基づいて区別された施設を、性別適合手術を受けていない者が性自認のみに基づいて利用することは許容されるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本件規定は、性同一性障害者一般に対して上記手術を受けること自体を強制するものではなく、数ある治療法の一つにすぎず、あくまでも当事者の意思決定に委ねられるところである。「本件規定の目的、上記の制約の態様、現在の社会的状況等を総合的に衡量」したうえで、本件規定は現段階では、憲法13条、14条に違反するとはいえない。
(2) 性別適合手術をする際の当事者の精神面、身体面、生活面における負担	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者は、性別適合手術¹¹によって金銭面、精神面、生活面に大きな負担が課される。金銭面では、多くの場合ホルモン治療によって保険適用の範囲外になることが多く自己負担が多い。また、手術自体日本での症例が少ないため海外で手術を受ける人も多い。その場合、言葉の壁や万一の場合の対処等、当事者の精神的負担は大きくなる。さらに手術による身体の変化やその後のホルモン治療等により生活にも影響が出ることが予想される。 ・「本件規定による身体への侵襲は、上記手術まで望まないのに当該審判を受けるためやむなく上記手術を受けることもあり得るところであって、その意思に反して身体への侵襲を受けない自由を制約する面もあることは否定できない」→憲法13条に違反する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「本件規定は性同一性障害者が性別の違和に関する苦痛を感じると共に、社会生活上様々な問題を抱えている状況にあることから、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するために制定されたものと解される」→あくまで治療の一環である。 ・また、「本件規定により性別の取り扱いの変更の審判を受けた者は、変更後の性別で婚姻をすることが出来る他、戸籍上も、所要の変更がされるなど、社会生活上の不利益が解消されることになる。」→手術によって得られる法的利益と、課せられる負担を比較考量した際、法的利益が上回る場合に本人の意思に委ねられたうえで手術を選択するはずである。→このような自由の制約は、本件規定の目的、当該自由の内容・性質、その制約の態様・程度等を総合的に較量して、必要かつ合理的なものとして、現段階では違憲とはいえない。
結論	<ul style="list-style-type: none"> ・性同一性障害特例法3条1項4号は憲法13条（個人の尊重、幸福追求権）、14条（法の下での平等）に反している。 ・戸籍上の性別を変更する際に性適合手術が必要だと定められているのは違憲である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・性同一性障害特例法3条1項4号は憲法13条（個人の尊重、幸福追求権）、14条（法の下での平等）に反していない。 ・戸籍上の性別を変更する際に性適合手術が必要だと定められているのは違憲ではない。

【表4-3】Cグループ作成の争点表¹²

	賛成班立論	反対班立論
(1) 施設利用の制限を設ける理由としての慣例についての慣例について。同性愛者の団体の施設利用を認めることによる施設側の不利益の認定。	<p>そもそも目的は何か、それはやむにやまれぬものであると認めることができるか。青年の家の性質から慣例の目的を例示して慣例の正当性について否定する。</p>	<p>同性愛者の施設利用により損なわれる公序良俗の度合いについて検討する。青年の家の性質からしても失われる法益の希少性に高いという主張。</p>
(2) 施設利用を拒んだY県の処分について	<p>施設利用の制限を設けるY県の処分について、目的達成のために他の代替手段を取ることはできなかったのか。具体的に代替手段を提示して検討する。</p>	<p>Y県の処分は社会通念上合理的な「区別」であるとして、本件不受理処分について正当性を論証する。</p>
結論	<p>よって同性愛者であるということを理由に施設利用を拒否するY県処分は社会通念上合理的な区別であるといえず、憲法14条に規定されている法の下での平等に反し違憲である。</p>	<p>よって同性愛者の団体Xの施設利用を拒んだY県の措置は社会通念上合理的な区別の域を出ず憲法14条に反しない。</p>

¹¹ 特例法3条1項4号は、「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。」という生殖不能要件を定めているので、「生殖腺除去手術」のことを指していると思われる。

¹² デイバート録画③：<https://youtu.be/j4Pf3psqkss>

【表4-4】Dグループ作成の争点表¹³

	賛成班立論	反対班立論
(1) 身体検査の正当性	・判決では、「MTF ¹⁴ を一般の女子に対するのと同様に扱うことは出来ないにしても、必要最小限性、相当性の判断は具体的事情に応じてなされるべきである。」という判断から、戸籍上に示されている性別だけを基準にするのではなく、性別に適した身体的特徴を備えた者は条文の規定に適する。	・「MTF」を一般の女子に対するのと同様に扱うことは出来ないにしても、必要最小限性、相当性の判断は具体的事情に応じてなされるべきである。」と判断しているが、性別に適した身体的特徴を有するものの、戸籍の変更をしていない者と性適合手術を受けたうえで戸籍を変更した者との扱いが同等になり、戸籍の変更を求める意味が損なわれるため、戸籍の変更も求めるべきである。
(2) 性同一性障害者の刑事施設内での権利	憲法13条の公共の福祉から、女性職員が抱える職務として人の身体に触れることへの抵抗感と被検査者が抱える内心の上で異性である者から検査を受ける苦痛を比較考量すると、後者の方が権利侵害程度が大きいと考えられる。	原告が身体的特徴を備えただけで他の人との人権との衝突を調整するための十分な手段ではない。身体的な特徴を持っていたとしても、心の性別がそのままであったために事件が起きたという事例があるため、身体的特徴を備えたというだけで同性愛者であるとの確証はない。よって、戸籍の変更までも求めるべきである。
結論	刑事訴訟法115条と131条2項をもとに警察官が行った身体検査は憲法13条に違反している。	刑事訴訟法115条と131条2項をもとに警察官が行った身体検査は憲法13条に違反していない。

授業後半では、調査班の説明の後に10分程度の検討時間が設けられ、残りの班から質疑が行われる。ここでは、調査班の報告をもとに、ディベートにおいてどのように立論を組み立てるのか、相手側から想定される反論にどのように再反論するのかというイメージが組み立てられるかどうか検討し、不足している説明や不明確な争点についての回答・補足説明を求めることになる。この段階で、争点(表4の枠組み)が曖昧・不適切だったり、争点ごとの主張内容(枠内の見解)が不十分だったりしないか、履修者の意識が問われることになる。上記を参照すると、「これが争点になるか。他に重要な争点があるのではないか。」「立論が十分ではない。」「賛成・反対の立論がかみ合っていない。」などといった感想を持つこともあると思われるが、この段階で教員は、明白な事実誤認などが無い限り、特に意見を述べずにおき、論点整理の仕方や資料の過不足など報告上の問題点は、各回のディベート終了後に指摘する。その方が、学生の気づきを促すことになり、教

育上の効果が期待できるからである。

授業終了後、調査班以外の履修者は、プレゼンテーションについての評価を下記の項目に沿って実施する(各項目20点、100点満点)。

- (1) 提示されたテーマ・問題設定は、ディベートに適切な内容になっているか。
- (2) 配布された資料、作成されたパワーポイントは分かりやすく、簡潔なものになっているか。
- (3) プレゼンテーションは分かりやすく、簡潔で要領を得たものとなっており、所定の時間内で収まっているか。
- (4) テーマに関して、多様な側面から十分な情報事前・分析が行われており、質問に対する応答も適切に行われているか。
- (5) グループ内での役割分担が明確で、チーム内の良い連携のもとで、それぞれの班員が能力を発揮できているように感じたか。

評価の結果は、Aグループ71.8点、Bグループ

¹³ ディベート録画④: <https://youtu.be/ymBs9Et5DKg>

¹⁴ 男性として生まれたが、女性へ性別適合手術・戸籍上の性別変更をした者を含め、女性としての性自認を有する者のこと(male to female)。トランス女性ともいう。この事例の場合は、性別適合手術をしているが、性別変更をしていない者を指している。

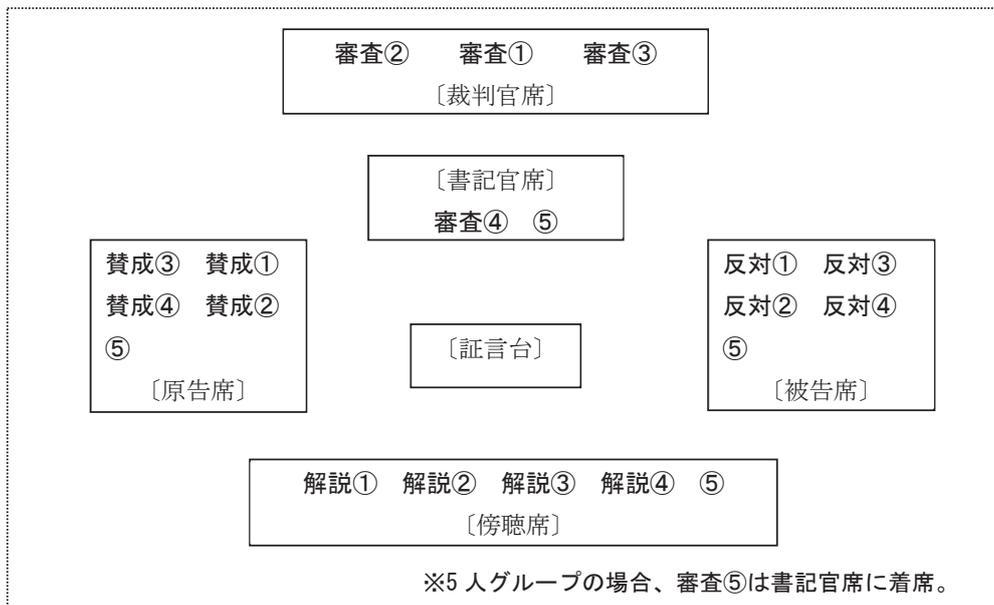
75.0点、Cグループ57.0点、Dグループ43.0点であった。自由記述による評価によれば、C及びDの評価が低かった要因としては、パワーポイントの文字が小さく、行間も詰まり過ぎて見にくかったことや、グループ作業ではなく「ワンマン」で特定の者だけが報告を行い、他の構成員が内容を理解している様子がうかがえなかったことなどが挙げられる。ただ、それ以上に問題となるのが、両グループとも個別具体的な事例を題材にしているにもかかわらず、ディベートのための問題設定として事実関係の詳細を省いてしまっているため、争点が分かりにくくなっていることや、すでに判例等で一定の結論が示されており、賛成・反対のいずれかに偏った内容になっていることが、理解を損ねていると思われる。例えば、Cグループのテーマは公立の宿泊施設が問題となっているが¹⁵、その施設の構造や1室あたりの利用人数、当時の状況、他の利用者との関係などの詳細な

事実関係が議論の上で必要になるところ、【表2】で示したテーマ以上の情報がほとんど示されていない。また、Dグループのテーマに関しては、法務省により性同一性障害者への刑事収容施設内での対応が示された現行の通知¹⁶の扱いに関して調査班が予め決定しておらず、質疑の段階で対応を協議するといったことがあった。

(5) ディベート回

ディベート回は、裁判所の法廷を模した法廷教室を使用する。審査班が裁判官席、賛成班が原告席（裁判官席に向かって左）、反対班が被告席（裁判官席に向かって右）に着席する。調査班は、傍聴席の最前列に着席する（【図】参照）。

審査班は下記の【表5】の台本を基本として、当日の進行を担当する¹⁷。



【図】ディベート回の座席（法廷教室）

¹⁵ 東京都青年の家訴訟（東京高判平成9年9月16日判タ986号206頁）。

¹⁶ 「性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について（通知）」（平成23年6月1日法務省矯成3212号）において、入浴や身体検査は「可能な限り女性職員を含めての対応」としていたところ、改正通知（平成27年10月1日法務省矯成2631号）により、「女性職員による対応をすること」とされており、実務上は議論の余地がほとんど残されていない。

¹⁷ 授業で気になった点として、ほとんどの学生が紙での資料を持っていないことがある。ペーパーレス化と言えば聞こえが良いが、小さなスマートフォンの画面で、台本と弁論の原稿を切り替えながら見ている様子は、あまり効率的とは思われないし、全体の流れなどを理解できていない様子もうかがえた。すべてを紙で用意する必要はないが、状況や使用目的に応じた媒体の選択を考えさせることも必要であると思われる。情報整理に関して、佐藤望編著『アカデミック・スキルズ（第3版）—大学生のための知的技法入門』（慶應義塾大学出版会、2020年）97-104頁参照。

【表5】ディベート用台本

事項	制限時間	担当	備考
開始準備		全員	配置に着いて打合せする。
開始宣言	〈15：35〉	審査班	予め進行役を決め、裁判長席に着く。
		書記官 (審査④)	ご起立願います。 これより、「〇〇（テーマ）」とのテーマでのディベートを開始します。 ご着席願います。
		裁判長 (審査①)	それでは、「××（問題設定）」との課題について、賛成・反対両者から弁論を行ってください。（時間の管理は、裁判長の右隣の審査②が行い、適宜、裁判長に指示を出させる。）
弁論①	5分	賛成班	※裁判官席向かって左側。
		賛成班①	(弁論)
弁論②	5分	反対班	※裁判官席向かって右側。
		反対班①	(弁論)
検討時間	5分	賛成・反対班	相手方の弁論に対する疑問点を検討。
		裁判長	それでは、これより5分で検討を行ってください。
質疑①	10分	賛成班	反対班に対する質疑を行う。
		裁判長	時間です。まず、賛成側から反対側に対して質疑を行ってください。
		賛成班②	(質疑) ※質問が終わったら、「終わります」と言う。
		裁判長	(10分を過ぎた場合) 時間です。簡潔にまとめてください。
質疑②	10分	反対班	賛成班に対する質疑を行う。
		裁判長	次に、反対側から賛成側に対して質疑を行ってください。
		反対班②	(質疑) ※質問が終わったら、「終わります」と言う。
		裁判長	(10分を過ぎた場合) 時間です。簡潔にまとめてください。
検討時間	5分	賛成・反対班	
		裁判長	それでは、これより5分で検討を行ってください。
討論①	5分	賛成班	相手側を批判しつつ、自説を述べる。
		裁判長	時間です。賛成側から討論を行ってください。
		賛成班③	(討論) ※終わったら、「終わります」と言う。
		裁判長	(5分を過ぎた場合) 時間です。簡潔にまとめてください。
討論②	5分	反対班	相手側を批判しつつ、自説を述べる。
		裁判長	続いて、反対側から討論を行ってください。
		反対班③	(討論) ※終わったら、「終わります」と言う。
		裁判長	(5分を過ぎた場合) 時間です。簡潔にまとめてください。
疎明	5分	審査班	各討論に対する質疑を行う。
		裁判長	以上で討論は終了しました。 (左右の裁判員に対して、「何か疎明を求めることはありますか。」と聞く。なければ、自ら質疑をしてもよい。)
休憩	5分	審査・調査班	賛成・反対の主張の優劣を検討する。
		裁判長	それでは、これより5分間の休憩に入ります。
		書記官	ご起立願います。(一拍置いて) ご着席ください。
判定	15分	審査・調査班	議論の勝者とその理由を述べる。
		書記官	ご起立願います。(一拍置いて) ご着席ください。
		裁判長	再開します。 はじめに、調査班から審査結果を報告してください。

調査①	調査班の審査結果を報告します。 協議の結果、○対○で賛成側／反対側の勝ちとしました（調査班の多数決で勝敗を決する。同数の場合は「引き分け」とする）。 簡潔に理由を述べます。 (例) 賛成側に対しては、・・・との意見がありました。 反対側に対しては、・・・との意見がありました。 協議の結果、△側が・・・の点で優れているとの意見が多く、△側の勝ちと判断いたしました。 以上で報告を終わります。
裁判長	次に審査班の審査結果の報告をします。 協議の結果、○対○で賛成側／反対側の勝ちとしました（4名の審査班の多数決で勝敗を決する。同数の場合は裁判長の判断を審査班の判断とする）。
審査③	簡潔に理由を述べます。 (例) 賛成側に対しては、・・・との意見がありました。 反対側に対しては、・・・との意見がありました。 審査班での協議の結果、△側が・・・の点で優れているとの意見が多く、△側の勝ちと判断いたしました。
裁判長	以上で終了します。
書記官	ご起立願います。（一拍置いて）ご着席ください。
講評	<16:50> 教員

本授業のディベートは、賛成・反対両グループから、各々の主張を簡潔に述べる「弁論」から始まる。これは、基本的に前週の調査班による解説と資料をもとに予め5分（1500字）程度の主張を用意しておいたものを読み上げる。そして、「質疑」において、弁論で述べられた相手方の主張に対し、疑義を質しながら、その主張の問題や矛盾を指摘したり、自説を正当化する論拠を認めさせたりする。その際、憲法のディベートであるので、法令の条文や判例など法的な資料を論拠にする点が不可欠である。最後は、質疑を踏まえた「討論（演説）」を行い、審査班に対して、改めて自説の正当性を述べ、相手方の問題点を指摘する。

(6) 授業評価アンケート結果

授業終了後の授業評価アンケートでは、授業内容が「役立った」とする評価が8割であり、「やや役立った」2割と合わせて、かなり肯定的な評価が得られ、概して所定の目的を達成したと評し得る。

自由記述についても、「内容が高度」、「ディベートが難しい」、「準備が大変」、「非協力的なメンバーの調整が必要」といった不満が散見されたものの、

概して満足度が高かったことを示す内容となっている（【表6】参照）。このうち、実施形態として法廷教室を使用したことが好評であったことが注目される。模擬裁判とは異なり厳格な訴訟手続に従った弁論等を行うものではないが、法廷内の場所により与えられた役割を自覚しながら行うディベートは、法実務特有の様式美を体得する意義があると思われる。また、グループワークでの授業準備や授業中のディベートなど学生同士の議論では気づかなかった視点や事実誤認を指摘されることで、反転学習的な効果が生じる点も満足度を高める要素になったと考えられる。そして、一連のディベートを通じて、「ああ言えば良かった」とか「こう考えれば良かった」という気付きが、今後の学修に結びつけば、「基礎演習」の科目の目的に資するものとなる。

もちろん今期に特有の事情として、コロナ禍によりグループでの学習や作業を制限された状況から解放されたという点で、授業の満足度を高めたということも考えられる。この点は、今後の授業実践における比較分析によって慎重に判断を要する事項である。

【表6】授業評価アンケート（自由記述）

- ・ディベートの議論の内容が少し高度かなと思います。
- ・テーマ設定やディベートが難しかったけど、ディベートのやり方や憲法をより詳しく学べた
- ・授業外でのグループワークも必要であったため、計画を立ててから実行に移すという練習に役立った。
- ・様々な法に基づいての討論をし、初めての模擬法廷だったので楽しかったです。
- ・ディベートに対する基本的な考え方身につけ大変勉強になった。
- ・準備等大変なこともありましたが総じて良い経験になりました。ありがとうございました。
- ・とても面白い授業でした。ディベートについて問題の理解が浅くあまり論点を拾い切れなかったのが心残りです。
- ・この授業では今までに学んだ法律に対する学習が身につけているかの理解度が、発表や討論の完成度という形でダイレクトに表れる授業だと今学期を通じてずっと感じていました。どのように学習が足りていないのか、どの点に着目すべきなのかが今学期の授業を通して問われていたように感じます。どの工程であっても難しく一筋縄ではいかない授業でした。しかし、無い知恵を振り絞り課題に取り組んだあとの先生の講評では、どの点があり良くなかったのか逆にできていたところはどこかを明確化して解説してくださったので授業に関する不満はありません。いづれにしても調査や基礎知識の大切さや大変さが身にしみてわかったので今後の授業でもここで培ったノウハウは忘れないようにしっかり活用していきたいです。
- ・コロナ禍で制限が多く、グループ活動やディベートをほとんどやってこなかったため、今回この演習の授業でそういった活動を行うことが出来てよかった。自分たちでテーマを設定したり、その設定が他のグループにも関わってくるため難しさを感じた。
- ・大きな社会問題になっているジェンダー問題を憲法の観点から考える作業はとても面白かった。また、ディベートに関してはただ単に自分たちが主張したいことを言い合うのではなく、しっかりとした原則に則って問題点を言い合っていくことが重要であることが分かった。この原則に従って物事を考えることは様々な場面で必要になっていくと思うので、この授業を通して良い学びになった。
- ・全てグループワークが基本だったので、自分たちで決めたテーマを最後まで責任を持って調べ上げることが出来て良い勉強になった。また扱った問題も、現在世間の関心が高く、多くの人が様々な意見を持っているものだったため、調べていくうちに何が問題視されているのかといった現状把握に繋がった。プレゼンテーションの準備に関しては協力しない人もいて大変なことも多かったが、ランダムに決まったグループで熱量に差があるのは仕方ないことだと思う。非協力的な人が偏ったグループは、グループワークの醍醐味と言えるコミュニケーションが不足するため、メンバー決めの際に調整する必要があると感じた。今回のグループワークでは一人では得られないような視点を他の人から沢山もらい、様々な場面に活かすことが出来た。ディベート等を通じて、他の人と協力するという経験は、他の学習に活かせるので、個人的にとっても良い授業だったと思う。
- ・模擬法廷形式で大学院の教室を使って討論したことは本当に面白くて、大学で学んだことの一つとして良い経験になりました。グループで意見を出し合い、役割を与えて、法律的意见を言い合うことで、今まで思ってもいなかった意見や気づきがあり、大変勉強になりました。また、討論が終わった後の岡田先生の説明は大変わかりやすく、これから先、法律的意见を考える上で広い視野で物事を考えることが大切だと教えていただきました。
- ・全体を通してお互いの意見やどのような考えをもとにして考察しているのかなどが共有しやすい環境だったことがよかった。授業後でも今回の課題についての意見やどのような流れにするかなどの共有をチームをまたいで行えたのは非常に勉強になり、良い刺激になった。
- ・半年間ありがとうございました。授業の中では特にディベートの問題設定やその発表のためのレジュメ、パワポ作りは班でもまとまれないこともあり大変でしたし、またディベートでも中々確信を突く質疑応答や立論ができなかったのが非常に心残りではあります。しかし、ディベート終了後の先生の解説は非常にわかりやすく、またそういう視点があったかという新たな発見、またこうすれば良かったんだという道筋がわかるもので非常に有意義な時間でした。最後の解説を聞いたうえでもう一度ディベートしてみたいと感じました。

(7) 小 括

このように履修者の評価は高かったものの、ディベートとしては多くの課題が見出されたので、主要な点を述べておきたい。

まず、調査班が議論の全体像（見取り図）を考え、対立点をはっきりさせた上で、議論の流れ（ストーリー）を想定して資料を作成し、説明を行っていくことが重要になるが、総じて、調査班の調査には不十分なものもあった。例えば、テーマCでは地方公共団体の管理する公共施設の利用関係を規律する地

方自治法244条についての説明がなされず、泉佐野市民会館事件（最三小判平成7年3月7日民集49巻3号687頁）といった関連判例も示されなかった。そのため、申請に対する使用許可処分についての原則・例外関係がはっきりしない質疑が展開され、法的な枠組みを離れて、「同性愛者を同室にすると性行為をするかしないか」という東京都青年の家訴訟第一審（東京地判平成6年3月30日判時1509号80頁）での被告の主張を彷彿とさせるレベルの議論に終始してしまった感がある。また、テーマ設定の段階で

「憲法14条に違反するか」としているが、テーマの題材となった裁判例では、原告の主張に14条違反をいうものがあるものの、裁判所としてその点に触れておらず、いわば無理筋の議論を要求したことになる。そのため、立証責任において本来有利なはずの賛成班の主張が混乱し、審査において完敗を喫することになった。もちろん、泉佐野市民会館事件については1年生の配当科目である「憲法・人権」内で扱われるので、調査班のみの責任にするのは適当ではないが、調査班の報告がディベート内容に大きく影響することは確かである。

テーマDについては、性別適合手術を受けた者の刑事施設内での取扱い¹⁸の是非が題材となるにもかかわらず、「性自認」のみに基づく受刑者の取扱い事例¹⁹についても調査班が同列に並べて説明したため、かえって議論が混乱する事態が生じた。この点、刑事施設内という特殊性に鑑みて、関連する諸判例²⁰を提示する方がかえって有益であったように思われる。また、ディベートにおいても、刑事訴訟法上の「女子」の取扱いについて「形式・実質」のいずれに着目するか、「一般・個別」の区分をして個別対応を認めるのか、個別対応をすることでルールは「原則・例外」をどう定めるのか、といった枠組みが共有されていれば、論点が整理されて議論が盛り上がったものと思われる。こうした視点を調査班が報告する段階で示すことが有益であろう。なお、反対班の主張に「性別の変更をすればよかった」とするものがあったのに対して、賛成班が有効な反論をしない場面が見られた。他のテーマの議論において、性別変更の自由（しない自由も含む。）と憲法13条との関係は扱われているにもかかわらず、そうした経験が

生かされなかったことは看過できない課題であり、共通テーマを設定している以上、テーマ設定に先立って総論的な情報提供をするといった工夫も必要になるように思われる。もっとも、あまり詳細に過ぎると、テーマ設定を誘導しかねないので注意が必要である。

テーマAについては、調査班の問題設定が法令違憲か適用違憲か、法令違憲だとしてどの条文の文言が対象になるのか必ずしも明確でないため、議論が抽象的な違憲論となったり、個別の事例を念頭に置いたようなものになったりする傾向が見られた。また、憲法24条に関する近時の判例²¹を調査班が示しておらず、議論の土台となるべき「婚姻をするについての自由」が認識されないままディベートが行われた。また、同条の理解についても説明がなされなかったこともあり、同性婚について賛成班が要請説（憲法は同性婚を制度化することを要請しており、制度の不存在が違憲となるとする立場）に立つのに対して、反対班の主張が許容性（同性婚を制度化するかは立法裁量とする立場）と禁止説（婚姻制度は男女に限るとする立場）の混在した主張になってしまった。「同性カップルは子どもを産まないから反対」といった暴論も展開されていた。憲法14条の主張についても、同性婚に関する裁判例²²の結論ばかりに目が行きがちで、そこで展開された論理が十分に消化し切れていない様子もうかがえた。こうした点の改善策として、ディベート回での第三者的な評価の役割に徹する調査班の役割を改め、「証人尋問」の時間を設けて調査班に補足説明をさせたり、設問の趣旨を質したりすることが考えられる。

テーマBについては、調査班の報告が適確であっ

¹⁸ 四谷署留置場事件（東京地判平成18年3月29日判時1935号84頁）。

¹⁹ 名古屋刑務所調髪処分事件（名古屋地判平成18年8月10日判タ1240号203頁）。

²⁰ 未決拘禁者喫煙禁止事件（最大判昭和45年9月16日民集24巻10号1410頁）、よど号ハイジャック新聞記事抹消事件（最大判昭和58年6月22日民集37巻5号793頁）、受刑者信書発信不許可事件（最一小判平成18年3月23日集民219号947頁）など。

²¹ 再婚禁止期間違憲訴訟（最大判平成27年12月16日民集69巻8号2427頁）及び夫婦同氏訴訟（最大判平成27年12月16日民集69巻8号2586頁）。

²² 札幌同性婚訴訟（札幌地判令和3年3月17日判時2487号3頁）。同性同士のカップルについて、異性同士のカップルが婚姻によって得られる法的利益の一部ですら法的に享受できない状態におくことが、立法府の裁量権の範囲を超えたものであって、その限度で憲法14条1項に違反するとされた事例。なお、同性婚訴訟に関しては、札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の5か所の地方裁判所で判決が出されているが、そのうち4件が違憲・違憲状態判決である（2024年3月1日現在）。裁判動向については、<https://www.marriageforall.jp/plan/lawsuit/> を参照。

たものの、賛成班の立論が調査班の資料をあまり参考にせず、また、調査班が提示した比較衡量の判断枠組みに依拠しておらず、反対班との議論がかみ合わないものとなった。その立論も結論ありきで具体例も具体的な判断枠組みもなく「幸福追求権」を抽象的に述べるだけのものであった。また、反対班も共通して、当事者の目線しかなく、現状がどうなっていて、何が問題で、どうすればよいのかという客観的な視点に欠けていた。憲法13条と14条の区別もなく、単に主張の論拠として条文を挙げるだけの議論も見られた。概念整理も不十分で、性同一性障害特例法の適用対象とならない者のカテゴリーとして、「適合手術の意思があるが経済力がない者」と「そもそもその意思がない者」との区別がなされておらず、議論が混乱した感もある。さらに、性同一性障害者をめぐる実情などに関する理解も不十分で、偏った立場からのステレオタイプ化された議論という印象が拭えず、専らトイレ使用や公衆浴場の利用に関する近時の俗説的な議論に終始してしまった。これに関し、社会科学教育におけるディベートの取組みとして、「肯定側からも否定側からも議論ができるように準備するため」、「肯定側になるか否定側になるかは、試合直前に、じゃんけん等で決めること」²³を提言するものがあり、改善策として有用であると思われる。

一般的なディベート進行については、質問者の話が要領を得ず、何を質しているのか分からないといったことや、答弁者側が質問に対して質問で応じ、質問者側が答弁するといったこと、答弁者側のグループ内での協議が長く、沈黙が続いて質疑時間を徒過するといったことなどが気にかかる点である²⁴。進行については、審査班に時間管理や発言の指示などをする役割を与えているが、より具体的なタイミ

ングや対処法を示していくことも必要となろう。

4. 若干の考察

一「不正な議論」に陥らないために

ディベートに正解は存在しないが、明らかな誤りはある。そうした「不正な議論の方法」として、「脆弱な議論を強力な議論にみせかけ、強力で正当な議論からその説得力を奪う不正なテクニック」が「ソフィストリー」と称されることがある。そして、「ソフィストリー」にも、大別して三つの場合があることになる。第一は、データに問題がある場合、第二は、理由づけに問題がある場合、第三は、主張の部分に問題がある場合である。²⁵とされる。概して、第一の点は、調査班の情報収集・分析・報告に関わる問題、第二の点は、ディベートそのものの問題、第三の点は、調査班による議題設定と議論の方向付けの問題といえる。

(1) 情報処理の方法

第一の点に関して、「既存の法教育には、『法情報』に特化したものはみあたらない。しかし、法情報を含む、情報リテラシー力は重要であり、…特に、①課題を認識する、②情報探索を計画する、③情報を入力する、④情報を分析・評価し、整理・管理する、⑤情報を批判的に検討し、知識を再構造化する、⑥情報を活用・発信し、プロセスを省察する、といった6つの情報活用プロセスにおける課題解決能力には、②の『調べる力』が必要であり、『調べる力』には③④の適切な情報を選ぶ能力も必要となる。」とされ、「従来の日本の教育では、『覚える』ことが重視されており、『探し方』についての考え方（道筋）を覚えてもらう機会が少なかった」²⁶とする指摘がある。もちろん、近時の大学においては、法情報を

²³ 二杉孝司「ディベートって何だ—思考スタイルと授業への提言」教育科学社会科学教育50巻1号（2013年）13頁。

²⁴ 質問には、Yes/Noで回答するクローズド・クエスチョンと5W1Hで質問するオープン・クエスチョンとがあるが、答えやすさの点で「最初にクローズド・クエスチョンで考えを聞いて、その回答を基にオープン・クエスチョンで詳しく聞くことも有効」であるとされる。中野美香『大学生からのグループ・ディスカッション入門』（ナカニシヤ出版、2018年）32頁。

²⁵ 足立幸男『議論の論理—民主主義と議論』（木鐸社、1984年）196-200頁。

²⁶ 中村有利子「法情報で学ぶ護身術」土山希美枝編著『裁判員時代の法リテラシー—法情報・法教育の理論と実践』（日本評論社、2018年）256-257頁。

扱う科目も置かれるようになってきているし、また、初年次教育においては法情報を含む情報リテラシーの習得・向上に向けた取り組みが数多く行われるようになってきていると思われるが、法教育を通じて学生の「調べる力」を向上させるという問題意識は今後も重視されるべきものと思われる²⁷。

ところで、事実に基づく文章の型として、日本においては、時系列的に過去を説明する型(Recount: 時系列文)ばかりが教育される傾向にあり、「自分の考えとその支持根拠だけを述べる」説得のための型(Persuasion: 説得文)ないし「自分の主張しようとする論点について中立的に賛否両方の根拠を並べる」根拠に基づく意見交換のための型(Discussion: 討議文)といった異なる議論方法を身に付ける必要性を指摘する見解がある²⁸。これは、ある民事訴訟法学者の発言である「一方には、伝統的に法律的な議論と捉えられているような、相手方とか裁判官を説得するために、一定の結論とそれを導く論拠を提示するという議論の仕方がありえそうです。そういう議論の仕方に日本人は慣れていない。他方で、例えば、相手方との関係の発端から、場合によっては時系列にしたがって、あるいは時系列を遡りながら思いのたけを言うようなパターンの話し方がありえますね。」²⁹という認識と一致する。

この点、多くの調査班の報告が、確かに時系列文か「物事がどのようであるかを説明する型(Report: 報告文)」の文章の型であることが多く、単に事実の羅列や海外事例の紹介にとどまり、それがディベートの争点に結びつかないことが否めない。「同

情や共感」を得るには時系列文が適しているが、裁判の場で必要となる「論理と証拠」に基づく主張には説得文ないし討議文が必要であり、その点の自覚とモードの切り替えを促す工夫が必要になろう。

(2) ディベート前の準備の方法

第二の点に関しては、ディベート前の準備をいかに行わせるかが重要な要素となろう。「ディベートで大事なものは、相手の理由や補強証拠を批判して相手の議論を崩すことである」ので、「相手方の立論をあらかじめ予想して、どのように批判するかの対策を立てておく」ための「批判シート」や「批判を予想して対策を立てておく」ための「反論シート」の作成も有用であろう³⁰。また、ディベートに必要な「論理的な主張」を構成する①主張、②事実、③理由づけの3点について「この三つの関係を視覚的にわかりやすくするために三角形を使って考える」「三角ロジック」³¹を提唱するものもあり参考になる。

もっとも、わが国においてディベート自体を科学的に研究した業績はあまりなく³²、多くの場合、ディベート研究を専門としない様々な分野の研究者や教育者、研修講師などが、自らの指導経験などに基づいて教材開発・指導方法の確立に努めているのが実際のものである³³。その意味で、ディベートの指導方法や教材に完成形は存在せず、他の実践例などを参考にしながら、状況に応じた創意工夫が求められる点に留意しなければならない。

なお、一般的なディベートでは許されない論理が、法学のディベートで許されることがあるという点に

²⁷ 西南法学基礎教育研究会『法学部ゼミガイドブック—ディベートで鍛える論理的思考力(改訂版)』(法律文化社、2019年)117-118頁は、情報収集の初めの視点として、歴史・現状・争点・政策・法令の5点を挙げ、頭の一文字を取って「れ・げ・そ・せ・ほ」の5軸でテーマの背景事情を把握することを提示している。こうしたキャッチフレーズを常に意識させる工夫は有用であると思われる。

²⁸ 狩野光伸『論理的な考え方伝え方—根拠に基づく正しい議論のために』(慶應義塾大学出版会、2015年)12-13頁。

²⁹ 法生態学研究会『裁判活性論—法律学は対話だ』(信山社、1993年)13頁[高田裕成発言]。

³⁰ 西南法学基礎教育研究会・前掲注(27)28-33頁。

³¹ 内藤真理子・西村由美編著『大学生のためのディベート入門—論理的思考を鍛えよう』(ナカニシヤ出版、2018年)29-30頁。

³² 井上奈良彦「ディベート教育と研究の展望」井上奈良彦・蓮見二郎・諏訪昭宏編『ディベート教育の展望』(花書院、2015年)1-6頁。

³³ 近時、法学教育を念頭に置いたディベートの試みとして、角松生史・尾下悠希「実践報告—演習形式の授業における『法律論ディベート』の試み」ディベートと議論教育(ディベート教育国際研究会論集)5巻(2023年)23-35頁、角松生史・尾下悠希・曾野裕夫・八田卓也「法律事例ディベートの実験—最高裁判例を素材に」ディベートと議論教育3巻(2021年)2-34頁。

は留意すべきである。例えば、専門家や著名人を引き合いに出し、「それらと同意見だ。ゆえに（私は）正しい」という推論である権威論証（argumentum ad verecundiam）は、原則として決定的な証明にならない。しかし、訴訟において判例を引用することは、ほぼ絶対的な論証となるのであるから、判例を意識することの重要性を指摘することが重要になる。その際、判例の権威があらゆる場面に援用可能であるとは限らないから、その「射程」を見極めることも重要である³⁴。

(3) 議題設定と議論の方向付け

第三の点に関して、適切な議題の設定が必要になるが、「二項対立がはっきりしているように見えたとしても、議論が拡散しない軸の設定を」³⁵が欠かせない。「マイノリティ」や「弱者」といった、もともと抽象的な文言を使用しないことも重要であるが、文言の定義をあいまいにすることで、議論の争点がおぼれてしまったり、ディベートの最中に論点がすり替えられたりしてしまうおそれがある。例えば、テーマDでは「MTF」の語が用いられるが、女性へ性転換手術をした者をいうのか、単に性自認を有する者をいうのか、調査班が資料を作成し、説明を行う際に明確にしておかないと混乱が生じることになる。また、具体的に「どの法律の何条が、憲法の何条に反するのか」ということを設定することについても、同様の観点から求められるのである。

議題設定にあたっては、プラトンが『パイドロス』で「将来弁論家となるべき者が学ばなければならないものは、本当の意味での正しい事柄ではなく、群衆の心に正しいと思われる可能性のある事柄なのだ。」と述べたように、自然科学のような「真理の探究」よりもむしろ「論理的に納得させる」ことを目的と

している点にも留意しなければならない。これについては、中心となる主張である「論点（thesis）」を定め、この論点を支えるためのひとつまたは複数の「根拠」をあげて順番を付け、各根拠を支える「証拠」を権威ある出典から引用するという3つのレベルの構造に基づき主張を行うという方法論が参考になる³⁶。その上で、賛成・反対の各主張を考える際には、「相手に印象を一番強くあたえるには、根拠をどのような順序で並べたらよいか」、「どのように根拠を展開すべきか。どのように結論づけたらよいか。」といった「主張のストラテジー」³⁷を検討する必要がある。これによって、適切にディベート担当者の議論の道筋をつけることができよう。

ここに法学的な視点を加味すれば、結論に至る判断枠組みとして、「何が原則で、何が例外にあたり、例外になる場合は、こういう事情が必要となる」といった「原則—例外」の枠組みを明確にすることが有用な場合がある。例えば、「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべき」との判例³⁸の判示事項は、「基本的人権の保障は、外国人に対しても等しく及ぶ」のが原則であり、例外的に「権利の性質上日本国民のみを対象とする人権」は除外されるという構造になっている。この他にも、刑法199条の殺人罪の規定のような「要件—効果」の枠組み（要件「人を殺す」を満たすと、「死刑、拘禁刑などの刑罰を受ける」という法的効果が生じる）や、「行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきもの」³⁹のように、得られる利益と失われる利益とを比較して判

³⁴ 横大道聡編著『憲法判例の射程（第2版）』（弘文堂、2020年）9頁〔横大道聡執筆〕。

³⁵ 新井編著・前掲注（3）7頁。

³⁶ ティモシー・W・クルーシアス=キャロリン・E・チャンネル（杉野俊子・中西千春・河野哲也訳）『大学で学ぶ議論の技法』（慶應義塾大学出版会、2004年）102-103頁。

³⁷ 前掲書103-104頁。

³⁸ マクリーン事件（最大判昭和53年10月4日民集32巻7号1223頁）。

³⁹ 成田新法事件（最大判平成4年7月1日民集46巻5号437頁）。

断をする際の考慮要素を挙げる「衡量要素」の枠組みといったものがある。このように、判旨をただ抜き出すだけでなく、裁判官の思考過程を枠づける判断枠組みに従って整理していくことも「主張のストラテジー」として有用である。

また、通常のディベートで、「証明できない」にもかかわらず「結論」を導き出す未知論証 (argumentum ad ignorantiam) は、「悪魔の証明 (probatio diabolica)」と呼ばれ、誤謬の一つとされるが、法廷においては、「疑わしきは被告人の利益」のように証明責任の問題に切り替えられ、例外的に正当な結論を導き出すこともある。すなわち、法学ディベートにおいては、どちら側にどの程度の立証責任が求められるかを基準にして、勝敗が決せられることがあるという点も、課題設定において意識されなければならない。

(4) ディベート後の「振り返り」

以上の3点については、ディベートに先立ち説明をするだけでなく、実施後に「振り返り」の時間を設けたり、教員が講評を行ったりする際に言及することが重要なものというまでもない。小学校における新学習指導要領 (平成29年3月31日公示) では、社会科の指導計画の作成に当たっての配慮の一つとして、「学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用すること」を挙げ、それによって「学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること」を示しているが、これは大学生の主體的な能動的学修にも共通する重要な要素である。大概のディベートは、事前の説明どおりに首尾よく進行することの方が稀であるから、むしろ事後的な「振り返り」の要素が重要になる。もちろん授業時間の制約や教員の指導力の限界といった課題はあろうが、ディベートを一過

性のイベントにとどめず、能動的学修に昇華させる上で何らかの仕組みを置くことは不可欠となる。

その際、何の目的で「振り返り」を行うかを明確にすることも忘れてはならない。主権者教育の観点からすると、戦術的技術的な方法論に終始することなく、論争的な問題について参加者に「共通の体験」をもたらすプロセスとしての授業の意味合いを「振り返る」ことを求めたい。とかく共感能力を求められる社会においては、客観的な分析・判断能力に基づく批判的思考に否定的評価がなされることが多いとされ、批判的思考力の育成には、まず、批判的思考それ自体に肯定的なイメージをもつことが肝要であり、そのためには、他者とのコミュニケーションを通じた体験が必要であるとの指摘がある⁴⁰。換言すれば、相手の主張を否定したからといって、相手を否定した訳ではないという「共通の体験」を通じて、論理と証拠に基づく思考と主張を展開できる主権者としての素養を養うことが重要になる⁴¹。

5. おわりに

わが国の法廷において、今回の授業で実施したような「ディベート」が行われることは稀である。これに関して、「これは個人的な感想かもしれませんが、アメリカの裁判を見ていると、ある気持ちよさがあります。その気持ちよさというのは、当事者が、訴訟というものを有限の時間の中で全力投球して、そして勝っても負けても、とにかくその一回の勝負にかけるというある種のさわやかさです。これは、訴訟スポーツ感として、一般には評判があまりよくないのですが、私はそれが訴訟の一つの本質だという気がしてなりません」⁴²との指摘がある。あくまでも理想論であるが、教室で実施する憲法ディベートには、そうした「さわやかさ」を求めても良いだ

⁴⁰ 元吉忠寛「批判的思考の社会的側面—批判的思考と他者の存在」楠見孝ほか『批判的思考力を育む—学士力と社会人基礎力の基盤形成』(有斐閣、2011年) 45-65頁。

⁴¹ 同様の観点から、異なる世代によるコミュニケーションを通じた主権者教育の取組み例として、栗田佳泰・岡田順太・横大道聡「大学生による中学生のための模擬国会2022—新潟市・令和4年度『憲法のつどい』の記録と資料」法政理論 (新潟大学) 56巻2号 (2023年) 54-87頁、同「続・大学生による中学生のための模擬国会2021—新潟市・令和3年度『憲法のつどい』の記録」法政理論 (新潟大学) 56巻1号 (2023年) 203-216頁、同「大学生による中学生のための模擬国会2019—新潟市・令和元年度『憲法のつどい』の記録と資料」法政理論 (新潟大学) 53巻3・4号 (2021年) 68-119頁。

⁴² 法生態学研究会・前掲注 (29) 124頁 [棚瀬孝雄発言]。

ろう。

「法学を学ぶ者といえども、実際に法を主体的に意識し活用する機会はあまり多くない。それが憲法となるとなおさらである」⁴³。憲法ディベートは、単なるディベートでは得難い法的問題解決に向けた知的作業を経験することになろう。これを、主権者教育の方法論として実践してきた法案作成や模擬国会などの取組みと結びつけることで、一層「法学教育における能動的学修プログラムの開発」が進展していくと思われる。

以上の観点も踏まえ、今期の授業の成果を分析・検証し、引き続き授業運営の改善と教育方法の検討

に努めていきたいと考えている。

【追記】本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C))「立憲主義に基づく主権者教育の実践—LGBTQ包摂教育を中心とする探究型教材の開発」(課題番号 22K02529)による研究成果の一部である。

(獨協大学法学部教授)

(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

(新潟大学法学部准教授)

⁴³ 岡田順太・横大道聡「法学教育における能動的学修プログラムの開発—模擬国会を用いた臨床法学教育の試み」白鷗大学法政策研究所年報8号(2015年)32頁。